

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

集落営農について、全国統一的な基準により集落営農数及び取組状況等を把握し、集落営農の育成・確保等に係る施策の企画・評価等に必要な資料を整備することを目的として実施した。

2 調査の根拠

集落営農実態調査及び集落営農活動実態調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく一般統計調査として実施した。

3 調査機構

調査は農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

4 調査対象

(1) 集落営農実態調査

全国の市区町村（調査実施時点における最新の農林業センサスにおいて、耕地の存在が認められなかった市区町村を除く。）を対象とした。（回収率100.0%）

(2) 集落営農活動実態調査

調査は、「集落営農実態調査」（平成23年2月1日現在）で把握した集落営農のうち、農産物の生産・販売を行っている集落営農の代表者を対象とした。

ア 全国農業地域別に標本数を定め、任意系統抽出により抽出を行った。

イ 標本数は、全国で3,481である。

ウ 全国の回収標本数は2,790集落営農であった。（回収率80.1%）

5 調査期日

(1) 集落営農実態調査

平成23年2月1日現在

(2) 集落営農活動実態調査

平成23年3月1日現在

6 調査事項

巻末に掲載した調査票参照

7 調査方法

(1) 集落営農実態調査

調査は、統計・情報センターから調査対象に対して調査票を郵送、電子メール又はファクシミリを使用する方法により配布及び回収する自計調査により行った。

(2) 集落営農活動実態調査

調査は、統計・情報センターから調査対象に対して調査票を郵送により配布及び回収する自計調査に

より行った。

8 集計方法

(1) 集落営農実態調査

各市町村の調査結果の単純積み上げとした。

(2) 集落営農活動実態調査

集計対象事項（X）の全国農業地域別の推定値は次に示す推定式により算出した。

また、全国の推定値は全国農業地域別の推定値を合計することにより算出した。

〔推定式〕

$$X = \frac{N}{n} \sum_{i=1}^n x_i$$

X：xの母集団合計の推定値

N：全国農業地域別の母集団の大きさ

n：全国農業地域別の集計標本数

x_i：i番目集計標本のxの調査値

9 実績精度

(1) 集落営農実態調査

全数調査のため、標本誤差はない。

(2) 集落営農活動実態調査

労働力が確保されている集落営農数割合（全国値 P82統計表(3)オ）の実績精度（標準誤差率の推定値）は1.5%である。

10 統計の表章

統計の編成及び地域区分

(1) 統計表の編成

ア 集落営農実態調査

全国都道府県別及び全国農業地域別の編成とした。

イ 集落営農活動実態調査

組織形態別及び全国農業地域別の編成とした。

(2) 地域区分

ア 全国農業地域とその範囲

全国農業地域名	所属都道府県
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、愛媛、香川、高知

九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

注： 集落営農実態調査については、東京都に集落営農が存在しないため、表章範囲には含んでいない。
また、集落営農活動実態調査については、東京都、神奈川県、山梨県、大阪府及び和歌山県に、調査対象が存在しない、又は調査対象が少ないことから調査を実施していないため、表章範囲には含んでいない（下表イについても同じ。）。なお、沖縄県については、調査対象が少ないことから全国農業地域別の表章は行っていない。

イ 地方農政局とその範囲

地方農政局	所属都道府県
関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東海農政局	岐阜、愛知、三重
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、愛媛、香川、高知

注： 上記以外の地方農政局（東北、北陸、近畿及び九州）の範囲については、上表アの全国農業地域と同じであることから、表章はしていない。

(3) 農業地域類型区分

農業地域類型	基準指標
都市的地域	・可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人以上又はDID人口2万人以上の旧市区町村 ・可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。
平地農業地域	・耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。 ・耕地率20%以上かつ林野率50%以上で傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市区町村
中間農業地域	・耕地率20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村 ・耕地率20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村
山間農業地域	・林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村

注： 1 決定順位：都市的地域→山間農業地域→平地農業地域・中間農業地域
2 DID（人口集中地区）とは、人口密度4,000人/km²以上の国勢調査地区が幾つか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地区をいう。
3 傾斜は、1筆ごとの耕地面の傾斜でなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

11 用語の解説

(1) 集落営農実態調査

集落営農

「集落」を単位として^{注1}農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意^{注2}の下に実施される営農をいう。

注1 「「集落」を単位として」とは、集落営農を構成する農家の範囲が、一つの農業集落を基本的な単位としていること。例外として、他集落に属する小数の農家が構成農家として参加している場合や、複数の集落を一つの単位として構成する場合を含む。

なお、集落を構成する全ての農家が何らかの形で集落営農に参加していることが原則であるが、集落内の全ての農家のうち、おおむね過半の農家が参加している場合はこれを含む。

また、大規模な集落の場合で、集落内に「組（くみ）」など、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位がある場合は、これを集落営農の単位とする。

注2 「農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意」とは、集落営農に参加する農家が、集落営農の組織形態、農地の利用計画、農業用機械の利用計画、役員やオペレーターの選定、栽培方法等、集落としてまとまりを持った営農に関するいずれかの事項について行う合意をいう。

具体的には、次のいずれかに該当する取組を行っているものをいう。

- 1 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画などに基づいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している。
- 2 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業の委託を受けたオペレーター組織等が利用している。
- 3 集落の農地全体を一つの農場と見なし、集落内の営農を一括して管理・運営している。
- 4 認定農業者、農業生産法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画などにより集落単位での土地利用、営農を行っている。
- 5 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で（農業用機械を利用した農作業以外の）農作業を行っている。
- 6 作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行っている。

ただし、以下に該当する取組のみを行う組織については、集落営農組織には含めないこととする。

- 1 農業用機械の所有のみを共同で行う取組
農業用機械を集落で共同所有するが、その利用については、各農家が自作地の耕作等のために個人ごとに借りて行うもの。
- 2 栽培協定、用排水の管理の合意のみの取組
集落内の品種の統一等の栽培協定、集落としての用排水の合理的な利用の

	ための管理のみを行うもの。
継続等区分	本年の調査で把握した集落営農について前年調査との関係を整理したものであり、組織として継続している場合（名称変更及び法人化した組織を含む。）は「継続」、過去1年間に新たに設立された集落営農は「新規」、前年調査で把握された複数の集落営農が一つの組織となったものは「統合」、前年調査で把握された集落営農が複数の組織に分かれたものは「分割」としている。 なお、「統合」、「分割」は集落営農を単位とした組織の再編であり、一部の構成員の参加や脱退は、これに当たらない。
設立年次	集落営農の設立年次とする。ただし、統合・分割・法人化による組織体制の変更があった場合は、その時点を設立年次として取り扱う。
組織形態	
農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、農業生産についての協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人である。
株式会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社を含む。
合名会社	会社法に基づき、合名会社の組織形態をとっているものをいう。
合資会社	会社法に基づき、合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
非法人	法人格を有しない任意組織をいう。
農業生産法人	農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する、農地を所有又は使用収益する権利を有する法人をいう。
特定農業法人	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する農業経営を営む法人をいう。 農業経営を営む法人のうち、農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う法人をいう。
特定農業団体	農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する団体をいう。

	農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実と見込まれること等の要件に該当するものに限る。）をいう。
特定農業団体と同様の要件を満たす組織	水田・畑作経営所得安定対策実施要綱（平成20年2月20日付け19経営第6631号農林水産省経営局長通知）第3の1（2）に特定農業団体と合わせて規定する特定農業団体と同様の要件を満たす組織をいう。具体的には、当該地域において農用地利用改善団体が存在しないため特定農業団体とはなり得ないが、特定農業団体と同様に5つの要件を満たす組織をいう。
水田・畑作経営所得安定対策への加入状況	平成22年産水田・畑作経営所得安定対策について、加入状況及び加入している場合は何年産から加入したかをみたものである。
戸別所得補償モデル対策への加入状況	平成22年度に実施された戸別所得補償モデル対策について、加入状況をみたものである。
中山間地域等直接支払交付金対象地域	中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の1に規定する対象地域をいう。 なお、複数の農業集落により構成される集落営農であって、一部の農業集落が中山間地域等直接支払交付金対象地域に該当する場合は、当該農業集落が集落営農の中心的な農業集落であれば含める。
農地・水・環境保全向上対策交付金対象地域	農地・水・環境保全向上対策実施要領（平成19年3月30日付け18農振1777農林水産事務次官依命通知）別紙1の第4の2に規定する市町村長との協定が締結された農用地をいう。 なお、複数の農業集落により構成される集落営農であって、一部の農業集落が農地・水環境保全向上対策交付金対象地域に該当する場合は、当該農業集落が集落営農の中心的な農業集落であれば含める。
集落営農を構成する農業集落数	地縁的に、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合は、農業集落数には含まない。 また、集落内に「組（くみ）」など、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位があり、「組」の中で集落営農活動が行われている場合は、1集落とする。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づき、農業経営改善計画を作成し市町村の認定を受けた農業者をいう。

農用地利用改善団体	農業経営基盤強化促進法第23条第1項の規定に基づき、農用地利用規程を作成し、市町村の認定を受けた団体をいう。 〔 集落等の地縁的なまとまりのある区域内の農用地について所有・利用等の権利を有する者が組織する団体で、作付地の集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の改善を推進する事業（農用地利用改善事業）を実施するもの。 〕
現況集積面積	以下の経営耕地面積及び農作業受託面積を合計したものである。
経営耕地面積	集落営農が現在経営する耕地をいい、自己所有地に借地を加えたものをいう。 なお、集落営農が関わっている面積全体を把握する必要があるため、農地の利用調整などに関する面積についても経営耕地とみなしてこれを含む。
農作業受託面積	集落営農が農作業受託した実面積をいい、部分作業受託を行った場合を含む。
目標集積面積	定款・規約又は集落営農の合意により今後の規模拡大の目標とする面積をいう。
集落内の営農を一括管理・運営している集落営農	集落の農地全体を一つの農場と見なし、集落内の営農を一括して管理・運営（農業生産過程における全部についての共同化・統一化に関する合意の下に営農を実施）している集落営農をいう。 なお、農業生産過程のうち、防除等の一部作業を構成農家が個別に行う場合であっても、そのことに関する合意がされているものや、収支の一括管理までを行っていないものを含む。
集落営農の活動内容 農産物等の生産販売・活動	農産物及び農産加工品の生産及び販売活動をいう。
農産物等の生産・販売以外の活動	防除・収穫等の農作業受託、作付地の団地化など集落内の土地利用調整、農家の出役による共同の農作業（農業用機械を利用した農作業以外）又は機械の共同所有・共同利用をいう。
主たる従事者	当該集落営農の構成員のうち、その組織が行う耕作又は養畜を中核的に担う者であり、かつ、市町村が農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づき基本構想において定める農業所得水準を目指している者又はこれに達している者をいう。
経理の共同化の状況 農業機械の利用・管理に係る収支	以下の経理について、組織における共同化の状況をみたものである。 耕作目的で利用している農業機械の利用料、燃料代、保管料についての収支。

オペレーターなどの賃金等に係る収支	オペレーターの出役賃金や雇用者の雇用労賃等、耕作目的の作業労賃についての収支。
資材の購入に係る収支	農業生産資材（原料及び補助原料で、種苗、肥料、飼料、薬剤、加工原料等）の購入についての収支。
生産物の出荷・販売に係る収支	生産物の出荷・販売に係る運搬費、売上等についての収支。
農業共済に係る収支	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済掛金及び農業共済金についての収支。

(2) 集落営農活動実態調査

オペレーター	集落営農の構成員のうち、機械のオペレーターとして従事している者をいう。単に免許を持っていて機械操縦ができる者であっても実際のオペレーションを行っていない者は含めない。
主たる従事者	当該集落営農の構成員のうち、その組織が行う耕作又は養畜を中核的に担う者であり、かつ、市町村が農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づき基本構想において定める農業所得水準を目指している者又はこれに達している者をいう。
ホールクロップサイレイジ用稲	稲発酵粗飼料(稲の米粒が完熟する前に、稲と茎葉を同時に刈り込み嫌氣的条件下で発酵させた飼料)用の稲をいう。
農作業の体制について	集落営農として生産・販売している農産物について、その作業体制をみたものである。 なお、農産物の販売権を含めて農作業を受託した場合は、受託側の集落営農で生産・販売している農産物としている。
組織内のオペレーター中心	集落営農で生産・販売している各農産物について、生産に係る作業の大半を集落営農の一部の者（オペレーター等）が中心に行っている場合をいう。
構成農家による共同作業	集落営農で生産・販売している各農産物について、生産に係る作業の大半をおおむね集落営農の構成員全員参加の出役を中心に行っている場合をいう。
組織外委託	集落営農で生産・販売している各農産物について、組織外の農家や組織に生産に係る作業の大半を委託している場合をいう。

農業用機械について	過去１年間に集落営農で使用した農業用機械について、所有形態別の状況をみたものである。 「組織で所有している機械」と「構成員が所有している機械」の分類は、その機械の名義によるが、構成員名義で所有していても、組織で使用し、機械にかかる費用を組織として経理している場合は「組織で所有している機械」としている。 なお、構成員名義で所有している機械を組織が借り上げ、構成員に機械の賃借料を支払っている場合は「リースで借入れ」としている。
動力田植機	乗用及び歩行用の動力田植機をいう。 なお、動力耕うん機や農用トラクターの後部に取り付けて作業を行うアタッチメントを含む。
トラクター	乗用型トラクターであり、スピードスプレイヤー（ＳＳ）をけん引しているトラクターや動力噴霧器、動力散粉機をけん引及び搭載しているトラクターを含む。 また、動力カルチベーターをはじめ、ブルドーザーも農用であれば含む。
コンバイン	自脱型コンバインのほか、普通型（汎用型）コンバインを含む。
農業用施設について	組織として所有している農業用施設についてみたものである。 なお、個人名義で所有している施設でも、施設にかかる費用を組織として経理している場合は、これを含む。
育苗施設	水稻、野菜等の育苗を行う施設（ハウス、ガラス室を含む。）をいう。
堆肥製造施設	家畜糞尿等を処理し、堆肥の製造を行う施設をいう。
乾燥調製施設	収穫した米麦、大豆等の乾燥、もみすり、色彩選別、篩^{ふるい}目による調製及び袋詰め等を行う施設をいう。
集出荷施設	収穫した野菜、果実等の予冷、選果選別、貯蔵を行う施設をいう。
農産物加工施設	加工食品（カット野菜、発酵食品、畜肉加工品等）の製造を行う施設をいう。
農産物販売施設	農産物等を消費者等へ販売する施設（無人販売所を除く。）をいう。
資金の調達方法について	集落営農が過去１年間に使用した農業用機械及び所有している農業用施設を導入した際の資金（農業用機械については、リースにかかる貸借料を含む。）の調達方法についてみたものである。

行政からの補助金	国・地方公共団体の補助事業により受領した各種補助金、交付金等をいう。
制度資金	農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、農業改良資金等の制度金融（国・地方公共団体が農業政策の遂行のため、長期低利で融資したり、民間資金の貸し出しについて利子補給を行うもの）による資金をいう。
農協からの融資 （制度資金を除く。）	制度資金以外で農協から借り入れた資金をいう。
その他の融資	制度資金及び農協からの融資（制度資金を除く。）以外で金融機関等から借り入れた資金をいう。
構成員の拠出金又は内部留保	構成員から徴収した資金、又は、集落営農の利益から分配金、税金等を支出し残った剰余金で、組織に留保されている資金をいう。
財務諸表の整備状況について	貸借対照表（B/S）、損益計算書（P/L）、収支計算書（キャッシュフロー計算書（C/F））、株主資本等変動計算書（S/S）、附属明細表など、企業が利害関係者に対して一定期間の経営成績や財政状態等を明らかにするために複式簿記に基づき作成される書類の整備状況をみたものである。
貸借対照表	経営の財政状態を明らかにするために、一定時点における経営体の資産及び負債・資本の内容と現在高を一定の形式で示したものである。
損益計算書	貸借対照表が財産の状態を示しているのに対し、損益計算書は一定期間の経営成績を一定の形式で示したものであり、収益と費用の内訳及び純利益（収益－費用）の関係を表したものである。
キャッシュフロー計算書	一定期間における資金（現金及び現金同等物）の増減を活動区分別（営業活動、投資活動、財務活動）に表したもので、貸借対照表、損益計算書に次ぐ第三の財務諸表と呼ばれる。
総収入	集落営農の全ての事業収入（農産物販売収入、農作業受託料金収入及びその他の事業収入）に、各種交付金、補助金等の受取額を加えた集落営農の総収入をいう。
農産物販売収入	集落営農に参加している個々の農家の農産物販売収入ではなく、集落営農として生産・販売した農産物の販売収入をいう。 なお、農産物の販売権を含め農作業を受託した場合は、受託側の農産物販売収

	入としている。
農作業受託料金収入	集落営農が農作業受託により得た収入をいう。
総収入の変動について	集落営農の設立時と直近の事業年度の総収入の変化の状況についてみたものである。 なお、設立したばかりで比較ができない場合は、「設立間もないため比較できない」としている。
所得の向上に向けた取組状況について	集落営農における、所得の向上に向けた活動への取組状況及び今後の予定についてみたものである。
経営規模（農作業受託面積を含む。）の拡大	集落営農の経営規模（経営耕地面積及び農作業受託面積）の拡大をいう。
生産資材の共同（大口）購入	農業生産に必要な肥料、農薬、飼料、種子等の生産資材を組織で大量に購入することで、生産費用の抑制を行うことをいう。
農地の面的集積	農地を分散させずに、賃借等を通じてまとまりのある形で利用集積することをいう。 なお、経営規模の拡大を伴わない場合を含む。
農業用機械の共同利用化・大型化	構成員が個々に所有する農業用機械を組織として共同で利用（共同利用化）又は従前より大型の農業用機械を組織として所有し使用（大型化）することをいう。
農業生産以外の事業への取組状況について	集落営農における、農業生産以外の事業への取組状況及び今後の予定についてみたものである。
農産物の加工	販売を目的として、集落営農で生産した農産物を、その使用割合の多少に関わらず用いて加工することをいう。
消費者等への直接販売	集落営農で生産した農産物やその加工品を消費者、小売店、飲食店等に直接販売する（インターネット販売を含む。）ことをいう。 また、沿道等で直接販売した場合（無人販売、道の駅を含む。）も含む。
農家レストラン	集落営農が食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、都道府県知事の許可

	を得て、不特定の者に、使用割合の多少にかかわらず集落営農で生産した農産物を用いた料理を提供し、代金を得ることをいう。
都市住民との交流	農産物のオーナー制度や農業体験等を通じ、都市住民と交流を行う（観光農園や農家民宿を含む。）ことをいう。
その他	「農産物の加工」、「消費者等への直接販売」、「農家レストラン」及び「都市住民との交流」以外の農業生産関連事業をいう。
農業生産関連事業以外の事業	建築業や運送業など、農業生産と関連の無い事業をいう。
法人化に向けた取組状況について	法人化を予定している任意組織における、法人化に向けた活動の取組状況及び今後の予定についてみたものである。

12 統計表の表示について

(1) 表中に使用した符号は、次のとおりである。

「－」：事実のないもの

「0.0」：単位に満たないもの（例0.04→0.0）

(2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入しているため、計と内訳が一致しないものがある。

13 問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室 農林漁業担い手統計班

代 表：０３－３５０２－８１１１（内３６６６）

直 通：０３－６７４４－２２４７

ファックス：０３－５５１１－７２８２